

復興特別所得税に関するご案内

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が平成23年12月2日付で公布されたことを受け、平成25年1月1日より「復興特別所得税」が課されることとなります。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間にわたり、各年分の所得税額に対し2.1%の付加税が課されるというものです。

本税制により、預金利息等の所得税額に対しても、復興特別所得税が課されることとなります。

1. 当金庫で復興特別所得税の課税対象となる主な預金商品

預金の種類	復興特別所得税の対象となるお利息等
普通預金	平成25年1月1日以降にお支払いするお利息 *利息計算期間内のお利息につきまして、一律復興特別所得税の対象となります。
貯蓄預金	
通知預金	平成25年1月1日以降の解約時にお支払いするお利息 *利息計算期間内のお利息につきまして、一律復興特別所得税の対象となります。
定期預金	平成25年1月1日以降の満期時および中間利払時、解約時にお支払いするお利息 *平成24年12月31日以前にお預け入れされました定期預金のお利息につきましても、一律復興特別所得税の対象となります。
定期積金	平成25年1月1日以降の満期時にお支払いする給付補填金または中途解約時にお支払いするお利息相当額 *平成24年12月31日以前にご契約されました定期積金の給付補填金またはお利息相当額につきましても、一律復興特別所得税の対象となります。

2. 復興特別所得税を付加した税率（平成25年1月1日～平成49年12月31日）

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで
20% 国 税 15% 地方税 5%	20.315% 国 税15.315%(注) 地方税 5%

(注) 復興特別所得税分 $15\% \times 2.1\% = 0.315\%$

- 上記は、新潟信用金庫で源泉徴収を行う預金商品について記載しています。
- 公共債、投資信託の金融商品につきましても復興特別所得税が課されます。
- 今後、税制が改正された場合は、内容が変更となる場合があります。
- 記載されている内容は一般的なものです。課税の詳細については、お住まいの税務署にご確認ください。

平成24年7月